

平成十七年三月

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約
を改正する千九百九十六年の議定書の説明書

外
務
省

目次

ページ

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
3	議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	議定書の内容	二
1	定義	二
2	責任の制限の対象から除外される債権としての救助に基づく債権の明確化	二
3	一般的な限度額の改正	二
4	旅客の債権についての限度額の改正	二
5	計算単位の改正	二
6	旅客の死傷に係る債権についての締約国の責任制度	二
7	留保	二
8	限度額の改正	三
9	千九百七十六年条約との関係	三
10	最終規定	三
三	議定書の実施のための国内措置	三
(参 考)		四

一 概説

1 議定書の成立経緯

(1) 千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約（以下「千九百七十六年条約」という。）を改正し、船舶の運航により生じた損害賠償責任の限度額を引き上げること等を内容とする。

(2) 船舶の運航により生じた損害賠償責任については、千九百七十六年条約において、従来の金額責任主義を基礎としつつ、一定の責任限度額が定められている。この責任限度額が、物価水準の上昇により損害額の現状に照らして著しく低い額となっており、事故の発生時に被害者に十分な補償が行われなくなるおそれがあることから、国際海事機関（以下「機関」という。）において、損害賠償責任の限度額を引き上げる千九百七十六年条約改正の検討が開始され、平成八年（千九百九十六年）にロンドンにおいて開催された機関の危険物質及び有害物質並びに責任の制限に関する国際会議でこの議定書が採択された。

(3) この議定書は、平成八年（千九百九十六年）十月一日から平成九年（千九百九十七年）九月三十日まで署名のために開放され、九箇国が署名した。

2 議定書締結の意義

この議定書は、千九百七十六年条約において定められる責任限度額を引き上げること等を内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、船舶事故により生ずる被害について、救済の拡充を確保するとともに、海運業の安定的な発展を図るとの見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務は、我が国の裁判所において責任制限手続が行われる場合において、船舶所有者等が自己の責任をこの議定書に定める責任限度額に制限することができるようにすることである。

4 早期国会承認が求められる理由

この議定書は、海運主要国を含む十四箇国が既に締結している。我が国としても、船舶事故により生ずる被害について、救済の拡

充を確保するとともに、海運業の安定的な発展を図るとの見地から、この議定書を早期に締結することが望ましい。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文十五箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義（第一条）

「条約」、「機関」及び「事務局長」を定義している。

2 責任の制限の対象から除外される債権としての救助に基づく債権の明確化（第二条）

救助に基づく債権として、適当な場合には千九百八十九年の海難救助に関する国際条約第十四条の規定に基づく特別補償に係る債権が含まれること等を規定している。

3 一般的な限度額の改正（第三条）

船舶の旅客の死傷に係る債権以外の債権について、当該船舶のトン数に応じた責任の限度額（国際通貨基金の定める特別引出権ベース）を引き上げること等を規定している。

4 旅客の債権についての限度額の改正（第四条）

船舶の旅客の死傷に係る債権について、当該船舶が運送することを認められている旅客数に応じた責任の限度額（特別引出権ベース）を引き上げること等を規定している。

5 計算単位の改正（第五条）

国際通貨基金の非加盟国であつて特別引出権を適用することのできない国の責任の限度額（金換算ベース）を引き上げること等を規定している。

6 旅客の死傷に係る債権についての締約国の責任制度（第六条）

締約国は、旅客の死傷に係る債権につき、この議定書に定める責任の限度額を下回らない限り、自国の法令により責任制度を定めることができることを規定している。

7 留保（第七条）

いずれの国も、署名等の際に又はその後いつでも、千九百九十六年の危険物質及び有害物質の海上運送に関連する損害に対する責任及び賠償に関する国際条約に定める損害についての債権を除外する権利等を留保することができることを規定している。

8 限度額の改正（第八条）

(1) 限度額の改正には、この議定書の締約国の二分の一以上（ただし、六箇国以上）の要請を必要とする。

(2) (1)の規定によつて提案された改正案は、機関の法律委員会に付託され、この議定書によつて改正された条約の締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。

(3) 限度額の上限を、次のうちいずれか低い方の額とする。

(イ) この議定書が署名のために開放された日から年六パーセントの複利による計算を行うことによつて得られる合計額

(ロ) この議定書によつて改正された条約に定める限度額に三を乗じた額

(4) 限度額の改正は、改正の採択についてすべての締約国に通告された日の後十八箇月の期間が満了した時に受諾されたものとみなされ、その受諾の後十八箇月で効力を生ずる。

9 千九百七十六年条約との関係（第九条）

千九百七十六年条約及びこの議定書は、この議定書の締約国の間において、単一の文書として一括して読まれ、かつ、解釈されるものとする。

10 最終規定（第十条から第十五条まで）

署名、批准、受諾、承認、加入、効力発生、廃棄、改正等について規定している。

三 議定書の実施のための国内措置

1 この議定書の実施のため、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成八年五月二日 ロンドンにおいて採択
- 2 効力発生 平成十六年五月十三日
- 3 署名国 九箇国
カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、英国
- 4 締約国 平成十七年二月十五日現在 十四箇国
アルバニア、オーストラリア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、マルタ、ノルウェー、ロシア、セントルシア、サモア、シエラレオネ、スウェーデン、トンガ、英国